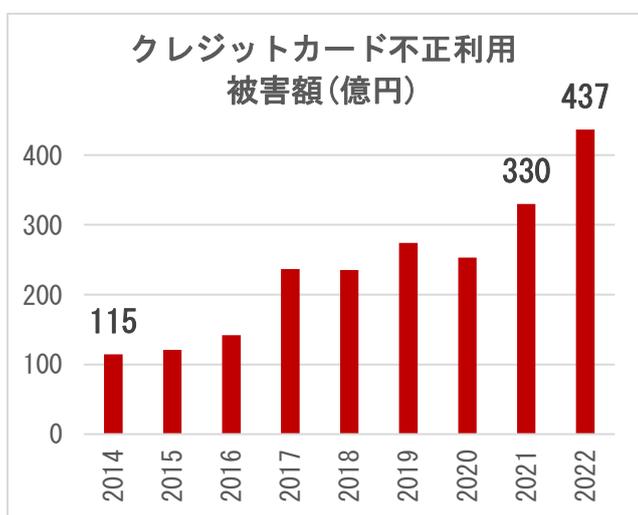


1. カードを他人に使われないために

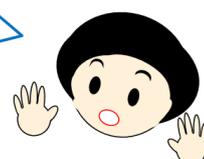


自分のクレジットカードを他人に使われてしまう被害が増えている。クレジットカードの不正利用だ。2022年の不正利用額は、437億円で、前年から100億円以上増えた。2014年の3.8倍だ。¹

利用明細を見て、そこに書いてある金額が自分の使ったものか確認しないと、他人が使った金額まで自分の債務になって、支払うことになってしまう。利用明細は、カード会社のサイトで確認したり、郵送された紙を見たりして確認する。

利用明細に、もし自分が使った覚えがない金額があれば、すぐカード会社に連絡しよう。カード会社が不正利用だと判断すれば、引き落とされなくて済んだり、引き落とされた後でも一定期間内なら被害にあった金額を返してもらえたりする。

「利用明細」をよく見て、もし、私が使っていない金額があったらカード会社に連絡しないと他人に使われた金額も私の口座から引き落とされちゃう。



最近の被害の大部分は、カード番号が盗まれて起きた。クレジットやネット通販に関係する会社から、カード番号などが盗まれることもある。²

¹一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害額の発生状況」。国内で発行されたクレジットカードの不正利用分で、カード会社が把握している金額を集計したもの。

<https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/index.html#damage>

²2022年には、クレジットカードによる決済を通販会社などに代わって行う会社からカード番号などが盗まれた

買う人がカードの本当の持ち主だということの確認が甘い通販サイトは、犯人が盗んだ個人情報を使って、被害者のカードで買い物をする、犯罪現場にもなりがちだ。カードで買うときは、カードの本当の持ち主なのかどうかしっかり確認する、信頼できる通販サイトを選びたい。

情報管理が弱い通販サイトからカード番号が盗まれることがある。オンラインで支払うときは、信頼できるサイトを選ばないと。



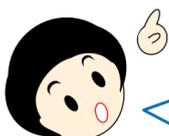
犯人のサイトに、自分のカード番号などを入力してしまった人も、被害にあっている。なぜ、被害者は、自分のカード番号などを犯人のサイトに入力してしまったのだろうか。

犯人が、カード会社や通販サイトの名前で、被害者にメールや SNS を送り、カード番号を入力しないと取引が続けられないなどと、うそをついた例が多い。³

たとえば、カード会社の名前で、以下のような内容が送られてくる。

このたび、ご本人様のご利用が確認させていただきたいお取引がありましたので、ご利用を制限させていただきます。以下へアクセスの上、ご利用確認にご協力をお願いいたします。ご回答いただけない場合、ご利用制限が継続されることもございます。

〈カード会社のサイトを装っている、実は犯人のサイトのアドレス〉



このアドレス、実は犯人のサイト。開くと、カード番号を入力するように求められて、入力したら番号を盗まれ、不正利用される。

メールのリンクは開くと危ないね。



もし、このアドレスを開いてカード番号などを入力してしまうと、入力した情報が犯人に盗まれる。犯人は、こうしてぬすんだ情報を使って買い物をして、カードで支払う。犯人がカードで支払った代金は、カードの持ち主に請求される。⁴こんなメールが届いたら、削除しよう。送られてきたメールや SNS に書いてあるアドレスをクリックするのは、あぶない。

もし、こんなサイトにカード番号を入力してしまったら、カード会社にすぐ電話して、カードの利用を止めよう。カード会社の電話番号は、カードの裏に書いてあることが多い。

ので、国が改善命令を出した。

経済産業省「クレジットカード番号等取扱業者に対する行政処分を行いました」2022年6月30日

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220630007/20220630007.html>

³ この手口は「フィッシング」と呼ばれる。

経済産業省「クレジットカード会社を名乗ったフィッシングメールに御注意ください」

<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211224001/20211224001.html>

⁴ このほかの手口も含め、クレジットカードの不正利用対策が検討されてきた。

経済産業省の「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」報告書

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_payment/20230120_report.html

産業構造審議会 商務流通情報分科会の「割賦販売小委員会」 第31回 2023年2月2日

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/031.html

2. リボ払いなど 包括クレジットの債務

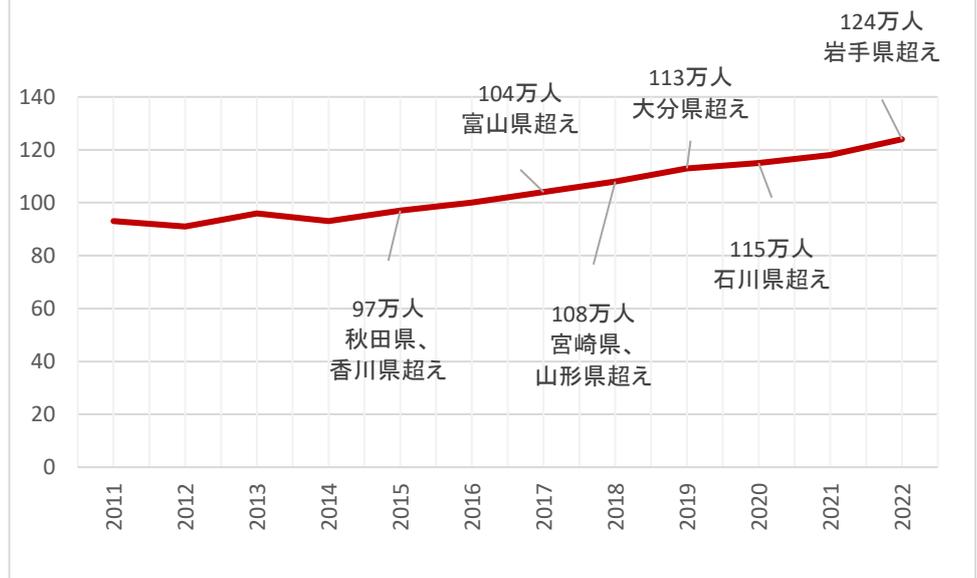
クレジットカードの支払いが遅れて登録された人も、増えている。その中で多いのは、リボ払いを使った人だ。このほか、買った時から引き落としをされるまでが2か月を超える後払いは、すべて「包括クレジット」とよばれて、支払いが遅れると登録される。支払い手段がカードでもスマホでも、同じだ。

リボ払い等の包括クレジットの支払いが遅れて登録された人数⁵を、グラフにした。登録人数の増加がわかりやすいように、県の人口⁶と比べてみた。

包括クレジットの支払いが遅れて登録された人数は、2022年には124万人になった。

カードの支払いが遅れると、クレジット会社に遅延損害金を支払うことになる。カードを使えなくなることもある。

リボ払い等の包括クレジットの
支払いが遅れて
登録された人数と都道府県人口



支払いが3か月以上遅れると、信用情報機関に登録される。登録されると、クレジットを使ったり、貸し付けを受けたりしにくくなる。この登録は、遅れていた支払いの金額を全部支払ってからも、5年間残る。



カードの支払いがおくれたら
自動車ローンが借りにくなる。

クレジットカードを作ろうとして
申し込んでも断られるとか。



クレジットカードで支払ったのに、支払いが遅れるというのは、どういうことだろうか。
クレジットカードの仕組みを見てみよう。

⁵ CIC という信用情報機関の「割賦販売統計データ」 毎年12月20日の人数

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-installment.html>

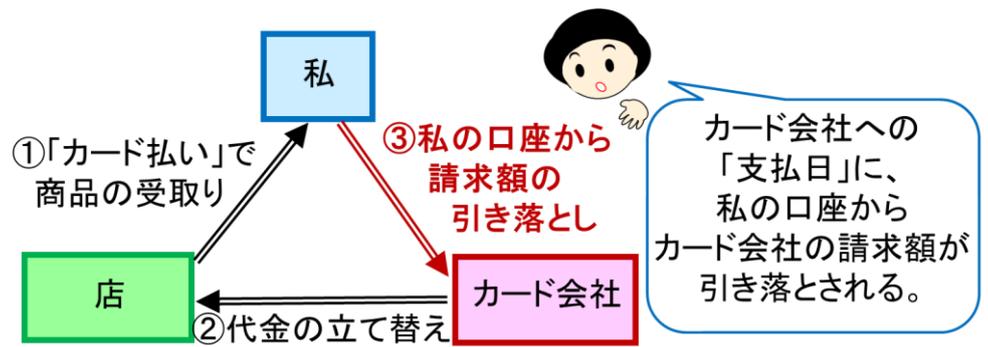
⁶ 2020年の数値。総務省「日本の統計2022」第2章人口・世帯から。

<https://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>

私は先月、クレジットカードの「一括払い」で、商品を受け取った(下の図①)。

そのとき、カード会社は店に代金を立て替えて払った(②)。

そして今月、私の銀行口座から代金が引き落とされて、カード会社に支払われる(③)。



カードで支払った金額は、私の口座から引き落とされるまでの間、カード会社に対する私の債務になっている。つまり、私はカード会社に支払う義務を負っている。カード会社が引き落とす日に、私の口座に支払うことになっている金額が入っていないと、引き落としができない。引き落としができないと、私がカード会社に対する支払いを遅らせたことになる。

一括払いなら、手数料がいらなし、その月の請求額を支払えば、債務が後に残らない。

毎月カードで支払った金額が全部口座から引き落とされる「一括払い」は、手数料がかからない。その月の請求額を支払えば、債務が後に残らない。

カードで支払った金額が、何回かに分けて口座から引き落とされる「分割払い」や、毎月一定の金額ずつ口座

から引き落とされる「リボ払い」には、手数料がかかる。分割払いやリボ払いの手数料は、年間だいたい債務

残高の十数パーセントで、会員規約に書いてある。債務残高とは、それまでにカードで支払った金額の合計から、

口座から引き落とされた金額の合計を差し引いた金額、つまり、私が負っている債務の金額だ。

リボ払いは、支払いがいつまで続くのか、わかりにくい。⁷リボ払いの手数料より金利が安いからと、借り換えを勧める金融業者もある。こうして、あちこちに支払う義務を負う「多重債務」になった人がいる。支払うお金を手に入れようとして、たいへんなことになった人もいる。

リボ払いで買いたいなって思ったときは、あとでほんとに払えるか計算しとかないと、たいへんなことになるかも。

⁷たとえば、18歳の時に4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品を買ったとする。

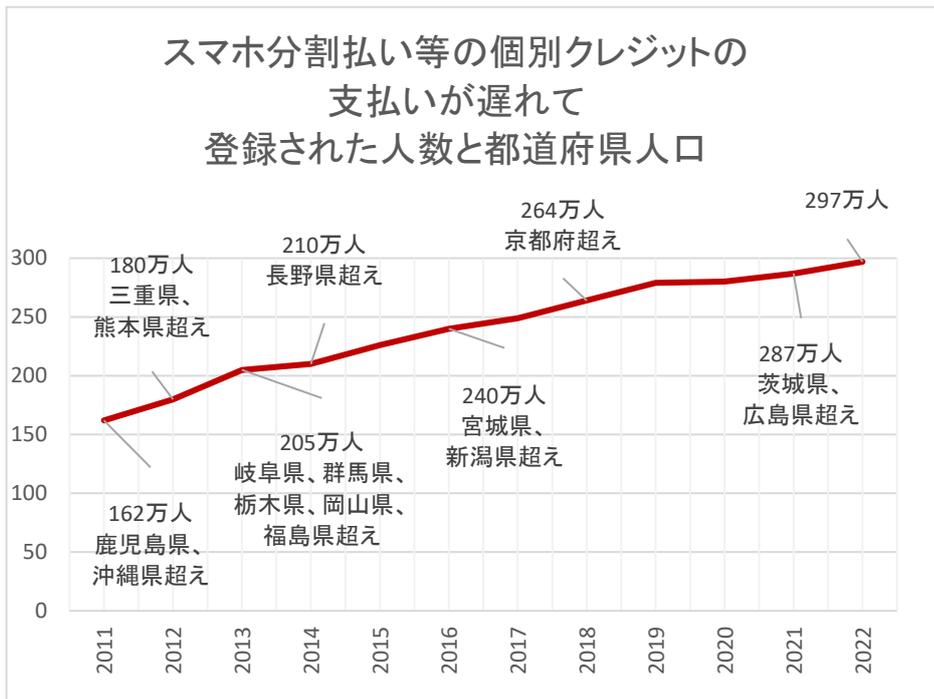
この3回以外はリボ払いを全く使わないとしても、クレジット会社への支払いは21歳まで続き、代金以外に3万4千円以上の手数料を払う計算になる。もし、19歳以降もこの例の18歳の時と同じリボ払いを続けると、26歳の時に債務残高が100万円を超える計算になる。

3. スマホ分割払いなど個別クレジットの債務

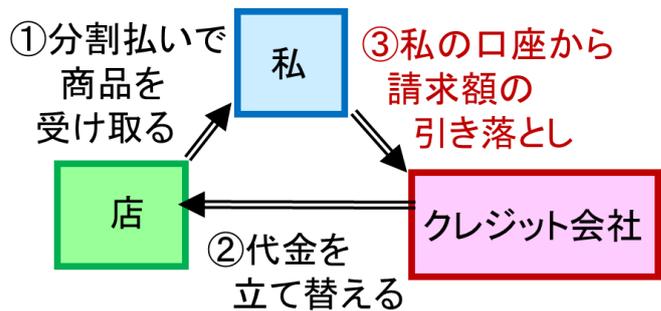
支払いが遅れた人が包括クレジットよりも多いのが、「個別クレジット」だ。「個別クレジット」とは、たとえばスマホの購入代金の分割払いだ。

「個別クレジット」の支払いが遅れて登録された人数は、2011年kの162万人から大きく増えて、2022年は300万人に近づいた。⁸

個別クレジットの支払いが遅れるのは、どういう時だろうか。個別クレジットの仕組みを見てみよう。



私は、新しいスマホを店で受け取ったとき(右の図①)、スマホを買う契約のほかに、クレジット会社の「個別クレジット」の契約も見せられて、「同意する」という印をチェックした。私は、「同意する」をチェックしたことによって、クレジット会社と契約を結んだ。この契約で、私はクレジット会社に債務を負い、後でクレジット会社に支払うことに「同意」した。



この契約に基づいて、クレジット会社は、店にスマホの購入代金を立て替えて払った(②)。

その後、毎月、通信料金とともに、クレジット会社からの請求額が、私の銀行口座から引き落とされる(③)



クレジット会社への支払いも通信料金といっしょに引き落とされるんだ。

スマホ料金の支払日に、口座の残高が請求額より少ないと、債務の支払いが遅れる。支払いが3か月以上遅れると、信用情報機関に登録される。

スマホ料金の支払日に私の口座残高が足りないと債務の支払いが遅れる。



⁸ CIC という信用情報機関の「割賦販売統計データ 毎年12月20日の人数

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-installment.html>

4. 債務を負わせる悪質商法

若者をねらった悪質商法は、債務を負わせるものが多い。

若者には、収入も貯金も少なくても、未来がある。だから、悪質商法の犯人は、若者をだまして債務を負わせ、あとで支払わせようとするのだろう。若者の一部は、自分の未来の価値を、犯人ほどには理解していないかもしれない。そんな若者が、未来の自分に支払わせ続けるという不利な契約をするように、仕組まれているのではないか。

その手口を見てみよう。

クレジットは、商品を受け取る時のほか、サービスを受けるときにも使われる。その中には、一回ごとの値段より安いからと言われて、何回分も一度に契約するとき使われるクレジットがある。一度に契約すると金額が大きくなるので、分割払いやリボ払いにすることが多い。

こんな契約をした後、解約したくても手続きが難しくして解約できずクレジットの支払いを続けた人や、解約できても高い手数料をとられた人がいる。

一度に何回分も契約して、クレジットで支払うんじゃなく、一回ごとか一月ごとに支払おう。



また、「高い収入が得られる」などと言われ、「もうかる情報」やマルチ商法⁹などの契約をした人もいる。「収入が入るからすぐ支払える」と言われたことを信じて、リボ払いや分割払いにしたり借り入れたりしたけれど、

債務を支払えるような収入はなかったという人は多い。もうかるという広告や勧誘で契約して、実際に高額収入が得られたという人には、会ったことがない。



「簡単にかせげる」って、絶対うそ。それで債務を返せるなんて、信じられるわけない。

クレジットの支払いが滞ると信用情報機関に登録されるのは、なぜだろうか。

以前、うそをついておどす悪質な勧誘を受けて何度もクレジットで支払い続け、クレジット会社に何千万円もの債務を負った家族があった。その家族は、クレジットの債務を支払えなくなり、クレジット会社に自宅を売られてしまいそうになった。こんなことがまた起きないように、日本は法律を変えた。

クレジット事業者は、クレジットを使う人の情報を確認して、支払えそうな金額の債務しか負わせてはいけなかったことになった。もし、私がクレジットの支払いを遅らせたら、信用情報機関に登録される。他のクレジット会社は、登録された情報を確認するので、登録された私は、クレジットを使えなくなる可能性がある。¹⁰これでは、私は、クレジット会社に支払えなくなるような債務を負いにくくなる。

⁹ マルチ商法についての消費者庁の資料

<https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/pdf/120712pamph.pdf>

¹⁰ 経済産業省「割賦販売法（後払信用）の概要」p25「過剰与信防止義務」の「クレジット債務」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/2207atobaraigaiyousiryoku.pdf>

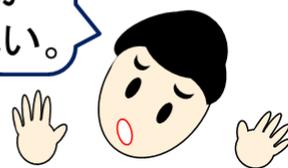
5. 相談して身を守る

若者をねらった悪質商法は、「おとななんだから自分で判断して」と言って、家族などに相談させないようにするものが多い。

誰かに相談されて、悪質商法だとばれるのが、こわいからだろう。良心的な相手なら、「どうぞ、家族でも友達でも相談してください。」と言うはずだ。

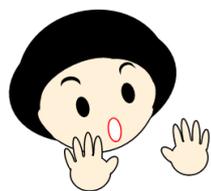
もし、「だれにも相談しないで」と言われたら、あやしいと考えよう。

「人に相談せず
自分で判断して」とか
言われたら、あやしい。



クレジットの仕組みや債務には、わかりにくいことが多い。悪質商法には、私たちが自分の損になる判断をするように、わざとわかりにくい表現にするものもある。

わからないのは、はずかしいことではない。デジタル技術やグローバル化が急速に進み、新しい取引が次々に出てくる中で、わからないことが多いのは、私たちみんなだ。



断るときは
勇気をもって
「いいません」
「契約しません」

能力があるおとなは、わからないことを自覚して、ほかの人にも相談しながら考える。そして、未来の自分をたいせつに考え、未来の自分のためになる判断をする。本当に未来の自分のためになると思えなければ、勇気をもって「いいません。」「契約しません。」「勧誘はお断わりします。」と言う。

「今を逃すと後悔する」とおどすような言葉や、「あなたのために」という親切そうな態度にまどわされず、契約の中身で判断する。

188に電話すると、地域の消費生活センターにつながって、相談員の人と話ができる。経済産業省の本省や各地の経済産業局、沖縄総合事務局経済産業部にも消費者相談を受ける人がいて、電話で相談できる。まわりの人に相談してもいい。

カードの不正利用や債務から身を守ることは、今の自分や家族を守るだけではない。未来の自分を守り育てることになる。そして、私たちのお金を、国内外の犯罪者の手に渡さず、技術を生み出し人材を育てる職場に届けることにもなる。

私たちはこうして、私たちがくらす世の中を、より良いものにしていくことができる。



経済産業省の消費者相談

消費者相談室（本省）電話 03-3501-4657(相談専用)、

受付時間：10時～16時30分

北海道経済産業局 電話：011-709-1785（相談専用）、

受付時間：10時00分～16時15分（12時00分～13時00分除く）

東北経済産業局（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）、

電話：022-261-3011（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

関東経済産業局（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県）

電話：048-601-1239（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分

中部経済産業局（富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県）

電話：052-951-2836（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分

近畿経済産業局（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

電話：06-6966-6028（相談専用）

受付時間：9時30分～16時00分

中国経済産業局（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）

電話：082-224-5673（相談専用）

受付時間：9時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

四国経済産業局（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

電話：087-811-8527（相談専用）

受付時間：9時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

九州経済産業局（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）

電話：092-482-5457・5458（相談専用）

受付時間：9時30分～16時30分（12時00分～13時00分除く）

沖縄総合事務局経済産業部

電話：098-862-4373（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

資料作成: 経済産業省 商務・サービスグループ参事官室 消費者政策分析官

(参考)「消費者政策研究官等の活動」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>